

郡山市下水道等使用料返還金支払要綱

平成26年10月21日制定

平成29年4月1日一部改正

令和3年4月1日一部改正

[営業課]

(目的)

第1条 この要綱は、下水道使用料及び農業集落排水施設使用料（以下「下水道等使用料」という。）に係る過誤納金のうち、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第236条の規定に基づき時効により還付不能となったもの（以下「還付不能金」という。）が生じた場合において、法第232条の2の規定に基づき、当該下水道等使用料を納付した者（以下「納付者」という。）の経済的不利益を補てんすることにより、下水道使用者及び農業集落排水使用者の公平性の確保並びに下水道事業及び農業集落排水事業に対する信頼の確保を図ることを目的とする。

(返還金支払対象者)

第2条 返還金の支払いを受けることができる者（以下「返還対象者」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 瑕疵のある賦課処分に基づき下水道等使用料を納付した者
- (2) 前号に定める者が死亡している場合は、その相続人
- (3) 前2号に定める者のほか、納付者以外のもので郡山市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が特に認めるもの

(返還金の額等)

第3条 返還金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

- (1) 還付不能金相当額
 - (2) 前号の額に対する利息相当額
- 2 前項第1号の還付不能金相当額は、市の保有する帳票等又は納付者が所有し、提示する領収書等により納付が確認できるもので、納付日から起算して20年を経過していない過誤納金の額とする。
- 3 第1項第2号の利息相当額は、還付不能金の納付のあった日の翌日から返還金の支出を決定した日までの期間の日数に応じて、当該還付不能金相当額に年5パーセント（支出を決定した日の還付加算金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。））が年5パーセントの割合に満たない場合には、当該還付加算金特例基準割合（当該還付加算金特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。）の割合を乗じて得た額とする。
- 4 前項の利息相当額の計算において、第1項第1号の利息計算の基礎となる還付不能金相当額に1,000円未満の端数があるとき又はその還付不能金相当額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。
- 5 第1項第2号の利息相当額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

(返還金の請求)

第4条 返還金の支払を受けようとする者（以下「請求者」という。）は、返還金支払請求書

(第1号様式)を管理者に提出するものとする。

- 2 第2条第2号及び第3号に定める者が前項の請求を行おうとする場合は、同項の請求書に管理者が必要と認めて指示する書類を添付するものとする。

(返還金の通知)

第5条 管理者は、前条の請求により返還金の支払を決定したときは、返還金支払通知書(第2号様式)により請求者に通知するものとする。

(返還金の支払)

第6条 管理者は、第4条の請求により返還金の支払を決定したときは、請求者に返還金を支払うものとする。

(充当の禁止)

第7条 返還対象者に納付すべき下水道等使用料の未納の徴収金がある場合においても、返還金を当該徴収金に充当しないものとする。ただし、返還対象者の同意があった場合は、返還金を当該徴収金に充当できるものとする。

(返還金の返還)

第8条 管理者は、偽りその他不正な手段により返還金の支払を受けた返還対象者があるときは、次に掲げる額の合計額を返還させることができる。

(1) 返還金の額

(2) 不正な手段により返還金の支払を受けた日から当該返還金を管理者に返還する日までの期間の日数に応じて、返還金に年5パーセント(当該管理者に返還する日の還付加算金特例基準割合が年5パーセントの割合に満たない場合には、当該還付加算金特例基準割合(当該還付加算金特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。)の割合を乗じて算定した利息相当額

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、返還金の支払について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年10月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第 1 号様式（第 4 条関係）

返還金支払請求書

年 月 日

郡山市上下水道事業管理者

請求者 住所
氏名
電話

郡山市下水道等使用料返還金支払要綱第 4 条の規定に基づき、次のとおり下水道等使用料返還金を請求します。

なお、この請求により当該返還金が支払われた以後は、この件に関していかなる事情が生じても、異議申立て、損害賠償の請求、訴訟等は一切いたしません。

請求金額	億	千	百	十	万	千	百	十	一	円

(内訳) 年 月分から 年 月分までの返還金として

還付不能金相当額 円

利息相当額 円

金 融 機 関			本 店 ・ 支 店 支 所 ・ 出 張 所
預 金 種 目	普通・当座	口座番号	
(フリガナ) 口 座 名 義 人			

第 号
年 月 日

様

郡山市上下水道事業管理者

返還金支払通知書

年 月 日に請求があった下水道等使用料返還金については、次のとおり支払いますので、郡山市下水道等使用料返還金支払要綱第 5 条の規定に基づき通知します。

返還金額 円

年度	還付不能金相当額	利息相当額	計（返還金）
	円	円	円
合計	円	円	円